

別表

休業要請外支援金 対象・対象外 施設一覧

1. 休業を要請した施設(1/3) ※支援金の対象となる休業期間は、4/21～5/6

種類	内訳	備考	休業要請外支援金	
			府内本社中小企業、個人事業主	府外本社中小企業、その他の法人
劇場等	劇場	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (＝休業要請)	×	○ (休業した場合)
	観覧場			
	プラネタリウム			
	映画館			
	演芸場			
集会・展示施設	集会場	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (＝休業要請)	×	○ (休業した場合)
	公会堂			
	展示場			
	貸会議室			
	文化会館			
	多目的ホール			
	自習室			
遊興施設	結婚披露宴会場	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (＝休業要請)	×	○ (休業した場合)
	キャバレー			
	ナイトクラブ			
	ダンスホール			
	スナック			
	バー			
	ダーツバー			
	パブ			
	サロン			
	ホストクラブ			
	ディスコ			
	性風俗店 (ファッションヘルス、デリヘル、個室付き浴場業、SMクラブ等)			
	のぞき部屋			
	出会い系喫茶			
	ストリップ劇場			
	テレフォンクラブ			
	アダルトショップ			
	個室ビデオ店			
	インターネットカフェ			
	漫画喫茶			
	カラオケボックス			
	カラオケ喫茶 (飲食を提供する喫茶をメインとしてカラオケを行わない場合は食事提供施設を参照)			
	ビアホール			
	ライブハウス			
	場外馬(車・舟)券場			
	猫カフェ・小鳥喫茶 (カフェを主とする場合は食事提供施設を参照)			
	カフェ＆バー (カフェを主とする場合は食事提供施設を参照)			
	メイドカフェ (カフェを主とする場合は食事提供施設を参照)			
	ダイニングバー (カフェを主とする場合は食事提供施設を参照)			
	無料案内所(性風俗店)			

1. 休業を要請した施設(2/3) ※支援金の対象となる休業期間は、4/21～5/6

種類	内訳	備考	休業要請外支援金	
			府内本社中小企業、個人事業主	府外本社中小企業、その他の法人
運動・遊技施設	体育館	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (＝休業要請) ※屋外施設は使用停止の要請の対象外、屋内施設は対象とする ※屋外施設は使用停止の要請の対象外だが、観客席部分については、使用停止の要請の対象とする	× (一部 支援金対象あり) ※1 屋外施設は休業要請外支援金対象 ※2 屋外施設であっても、観客席部分を使用停止にした場合は休業要請外支援金対象外。 ※3 教室等に多数を集客して実施する事業形態を緊急事態宣言を受けてオンラインでの配信等に切り替えた場合は休業要請外支援金対象外。 ただし、当初からオンライン配信を主としたスタジオなどの場合は、休業要請外支援金対象。	○ (休業した場合) ※1、2 屋外施設は、観客席部分を使用停止にした場合、休業要請外支援金対象。 ※3 教室等に多数を集客して実施する事業形態を緊急事態宣言を受けてオンラインでの配信等に切り替えた場合も休業要請外支援金対象。 また、当初からオンライン配信を主としたスタジオなどの場合も休業要請外支援金対象。
	屋内・屋外水泳場			
	ボウリング場			
	スケート場			
	スポーツクラブ			
	ホットヨガ、ヨガスタジオ(※3)			
	乗馬教室(※1)			
	ゴルフ場(屋内の集会の用に供する部分等は休止要請対象)・ゴルフ練習場(※1)			
	バッティング練習場(※1)			
	陸上競技場(※1)(※2)			
	野球場(※1)(※2)			
	テニスコート(※1)(※2)			
	弓道場(※1)			
	マージャン店			
	パチンコ屋			
	ゲームセンター			
	ビリヤード場			
	ダーツ場			
	射的場			
	囲碁・将棋所			
文教施設	テーマパーク	【要請の内容】 原則として施設の使用停止を要請	×	○ (休業した場合)
	遊園地			
	遊漁船(※1)			
	スキューバダイビング施設			
	サバイバルゲーム場(※1)			
	釣り堀(※1)			
大学・学習塾等	幼稚園	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請 (＝休業要請) 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止については協力を依頼。 (特措法によらない協力依頼) ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼	×	○ (休業した場合)
	小学校			
	中学校			
	義務教育学校			
	高等学校			
	専修学校(高等課程に限る)			
	中等教育学校			
	特別支援学校			
	大学			
	専修学校(高等課程を除く)・各種学校			
	日本語学校・外国語学校			
	インターナショナルスクール			
	自動車教習所			
	学習塾			
	英会話教室			
	音楽教室			
	囲碁・将棋教室			
	生け花・茶道・書道・絵画教室			
	そろばん教室			
	パソコン等IT関連教室			
	料理教室(パン教室、ワイン教室等も含む)			
	武術教室(ボクシングジム、空手道場等含む)			
	ダンス教室			
	バレエ教室			
	体操教室			
	ネイルスクール			
	ものづくり教室(陶芸教室、裁縫・服飾教室等も含む)			

1. 休業を要請した施設(3/3) ※支援金の対象となる休業期間は、4/21～5/6

種類	内訳	備考	休業要請外支援金	
			府内本社中小企業、個人事業主	府外本社中小企業、その他の法人
博物館等	博物館	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請(＝休業要請) 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼 (特措法によらない協力依頼)	×	○ (休業した場合)
	美術館			
	図書館			
	科学館			
	記念館			
	水族館			
	動物園			
ホテル又は旅館	植物園			
	ホテル(集会の用に供する部分に限る)			
商業施設	旅館(集会の用に供する部分に限る)	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。 (特措法によらない協力依頼) ただし、100㎡以下の施設については、 営業を継続する場合にあっては、適切な 感染防止対策の徹底を依頼	×	○ (休業した場合) ただし、100㎡以下の施設は、適切な感染防止対策を徹底し、営業していた場合 も休業要請外支援金対象
	ペットショップ(ペットフード売場を除く)			
	ペットサロン・トリミングサロン			
	宝石類や金銀の販売店			
	アクセサリーショップ			
	住宅展示場			
	古物商(ただし質屋を除く)			
	金券ショップ			
	古本屋、貸本屋			
	同人誌販売店			
	おもちゃ屋、鉄道模型屋			
	囲碁・将棋盤店			
	DVD/ビデオショップ・レンタル			
	アウトドア用品、スポーツグッズ店			
	ゴルフショップ			
	土産物店			
	旅行代理店(店舗)			
	アイドルグッズ専門店			
	ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)			
	まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所)			
	ヘアメイク(髪結い)、ヘアカラー(白髪染め等)の専門店 (ヘアメイク等を営む理美容所)			
	スーパー銭湯			
	サウナ			
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)			
	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)			
	日焼けサロン			
	脱毛サロン			
	タトゥースタジオ			
	占い			
	写真屋・フォトスタジオ			
	美術品販売			
	展望室			
	リラクゼーション施設(クイックマッサージ、ヒーリングサロンなど) (ただし国家資格有資格者が治療を行うものは除く)			
	結婚相談所			
	ペットグッズ販売店			
	アートギャラリー			
	音楽スタジオ			
	観光用手荷物預かり所			

2. 夜間の営業時間短縮等を要請した施設(1/1) ※支援金の対象となる夜間の営業時間の短縮等期間は、4/21～5/6

種類	内訳	備考	休業要請外支援金	
			府内本社中小企業、個人事業主	府外本社中小企業、その他の法人
食事提供施設	飲食店	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請、営業時間短縮の協力を要請 ※営業時間については、午前5時から午後8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テークアウトを除く)	×	○ (休業した場合) 営業時間が午前5時から午後8時までの施設は、休業要請外支援金対象 営業時間が午前5時から午後8時までの施設は、営業していた場合であっても休業要請外支援金対象
	料理店			
	喫茶店			
	和菓子・洋菓子店(喫茶スペースを設けているものに限る)			
	居酒屋			

3. 休業を要請しなかった施設(1/2)

種類	内訳	備考	休業要請外支援金	
			府内本社中小企業、個人事業主	府外本社中小企業、その他の法人
医療施設 ※国家資格有資格者が治療を行うもの	病院	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は使用停止の要請の対象とする。	○	○
	診療所			
	歯科			
	薬局・薬店・ドラッグストア			
	鍼灸・マッサージ			
	接骨院			
生活必需物資販売施設	柔道整復	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む	○	○
	卸売市場			
	食料品売場（移動販売店舗を含む）			
	コンビニエンスストア			
	百貨店（生活必需品売場）			
	スーパーマーケット			
	ホームセンター（生活必需品売場）			
	ショッピングモール（生活必需品売場）			
	ガソリンスタンド			
	靴屋			
	衣料品店（呉服店、作業服店も含む）			
	寝具小売業			
	かばん・袋物小売業			
	下着類小売業			
	雑貨屋			
	文房具屋			
	酒屋			
	本屋（古本屋を除く）			
	自転車屋			
	家電販売店			
	園芸用品店			
	鍵屋			
	家具屋			
	建具小売業			
	畳小売業			
	宗教用具小売業			
	金物・荒物小売業			
	陶磁器・ガラス器小売業			
	化粧品小売業（化粧品販売代理店含む）			
	新聞小売業			
	楽器小売業			
	写真機・写真材料小売業			
	時計・眼鏡・光学機械小売業			
	たばこ・喫煙具専門小売業			
	建築材料小売業			
	自動車（中古車・二輪自動車含む）販売店、カー用品店）			
	花屋			
	贈答品販売店（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット販売を主とする小売業等）			
	はんこ屋			
	弁当販売店			
	携帯ショップ			
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請	○	○
	カプセルホテル			
	旅館（集会の用に供する部分を除く）			
	民泊			
	共同住宅			
	寄宿舎			
	下宿			
	ラブホテル			

3. 休業を要請しなかった施設(2/2)

種類	内訳	備考	休業要請外支援金	
			府内本社中小企業、個人事業主	府外本社中小企業、その他の法人
交通機関等	バス	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請	○	○
	タクシー			
	レンタカー			
	電車			
	船舶			
	航空機			
	物流サービス(宅配等含む)			
	その他旅客運送業(運転代行業、人力車等)			
工場等	工場	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請	○	○
	作業場			
	研究機関			
	設計事務所			
金融機関・官公署等	銀行	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請	○	○
	消費者金融			
	証券取引所			
	証券会社			
	保険代理店			
	官公署			
	各種事務所(弁護士・司法書士等、コールセンターも含む)			
生活必需サービスを 提供する店舗等	理髪店	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※物価統制令の対象となるもの	○	○
	美容院			
	銭湯(物価統制令の対象となる公衆浴場)			
	郵便局			
	駐輪場・駐車場			
	メディア			
	貸衣裳屋			
	不動産屋(貸しビル業含む)			
	結婚式場(貸衣装含む)			
	葬儀場・火葬場			
	質屋			
	獣医			
	修理店(時計、靴、洋服、ミシン等)			
	ランドリー			
	クリーニング店(取次店含む)			
	ごみ処理関係			
	職業紹介所			
	神社			
	寺院			
	教会			
社会福祉施設等	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)	【要請の内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請 ※通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛を要請	○	○
	放課後児童クラブ(学童保育)			
	障がい児通所支援事業所			
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛を要請	○	○
	婦人保護施設			
	その他の社会福祉施設			